## 二〇〇七年度 島根大学法政研究会実施報告

を加えたものである。(法政研究会事務局・植松健一)と加えたものである。(法政研究会事務局の責任において改編生で、当日の報告を踏まえて、事務局の責任において改編とし、各報告者が研究会案内掲載用に作成したものを告要旨は、各報告者が研究会策内掲載用に作成したものを告要旨は、各報告者が研究会は、島根大学人文社会科学研究科法島根大学法政研究会は、島根大学人文社会科学研究科法

第一回

四月二五日 足立友子

と欺罔概念の再構成-」ついて-詐欺罪の保護法益「詐欺罪における欺罔行為に

(法経学科・刑事法)

【報告要旨】近時指摘されている、詐欺罪判例の欺罔・損害概念の拡張傾向の当否は、詐欺罪の成立範囲を画する明確なる。そこで、詐欺罪の成立範囲を画する明確なる。そこで、詐欺罪の構成要件構造のある「欺罔」に注目し、詐欺罪の歴史的ある「欺罔」に注目し、詐欺罪の歴史的展開の概観、詐欺罪の構成要件構造の展開の概観、詐欺罪の構成要件構造の展開の概観、詐欺罪の情成要件構造の展開の概観、詐欺罪の情成要件構造の限制を正犯」との対比、「欺罔」を保護法益と関係付ける理解の検討、並びに決議法益と関係付ける理解の検討、並びに機能は強力を保護法益と関係付ける理解の検討、並びに、訴判の問接正犯」との対比、「財産的処分の自由の侵害」とで、詐欺罪の成立範囲の限定を試みた。

出席者(一二名)

(教員)足立友子、植松健一、梅田豊、奥

谷健、永松正則、林弘正、 向井貴

子、三宅孝之

(院生・研究生)北岡大、佐藤崇、 鈴木健

太郎、米澤泰

五月三〇日

鈴木隆 (法務研究科・労働法)

- 公務員は必要か:規制緩和

と制度改革の行方」

の次の行政改革の最重要課題とされる公 【報告要旨】二〇〇一年の中央省庁再編

状況にある。そんな中、いわゆる天下り 五年以上経過しても遅々として進まない 務員制度改革は、改革案の検討開始から

規制を柱とした国家公務員法の改正案が 今国会に上程されたが、法案成立後の実

施に向けては多くの不安定材料が残され

ている。構造改革、

規制緩和、グローバ

六月二七日

第三回

①豊水翔一郎(人文社会科学研究科院生

国際法

国連平和維持活動(PKO)

の基本原則の変容-neutral

ityからimpartialityへー」

次いで行われ、公務労働のあり方が根本 洗い出し、制度改革の方向を検討した。 報告では、公務員制度が抱える問題点を 的に問われる事態になっている。そこで、 制度の導入、市場化テスト法の制定が相 リゼーションの流れの中で、指定管理者

出席者 (一三名)

(教員)足立友子、植松健一、奥谷健、鈴 木隆、関耕平、永松正則、毎熊浩

(院生・研究生)佐藤崇、左野恵理子、鈴 木健太郎、 野口一、野津一真、米

況や任務の内容といった要素から「PK 題意識から、PKOが派遣される紛争状 ままでよいのであろうか。このような問 活動するためにこれらの原則の考え方の が変化してきた今日、果たして効果的に 紛争の性質・PKOの請け負う任務内容 分析等を通じて明らかにした。 な原則のもとで活動するべきか」といっ ○が効果的に機能するために、どのよう のである。しかし、国際情勢がかわり、 動乱にさいして派遣された「国連緊急軍 た論点を、国連内の議論、PKOの活動 (UNEF)の基本的性格を踏襲したも

取材源秘匿に含まれる『憲

法的価值』

(人文社会科学研究科院生:

いて憲法学の視点から構成し、これに権 る判断もなされており、取材源秘匿につ 地裁レベルで取材源秘匿を認めないとす 格は必ずしも明確とはいえない。事実、 の自由については、その憲法上の法的性 自由を支える取材の自由及び取材源秘匿 ム提出事件最高裁判決が示すとおりであ の保障に含まれることは、博多駅フィル 権利」に奉仕するものとして表現の自由 問題となる。報道の自由が国民の「知る 源を秘匿する権利が認められるか否かが 益と衝突するため、証言を拒否し、 取材源秘匿は「公正な裁判の要請」の利 な慣行として確立している。その一方で、 は記者の職業倫理として守られ、社会的 ることは広く行われており、取材源秘匿 材源を明かさないことを条件に取材をす 【要旨】今日の報道機関においては、 しかしながら、このような報道の 取材

ディア法制議論の活発な米国及びドイツ 要である。このような問題意識から、メ 利性なり憲法的価値を付与することが必

権の再構築を試みた。
し、「憲法的価値」としての取材源秘匿に関する学説・判例の判断枠組みを考察の議論状況にも触れつつ、取材源秘匿権

出席者(一二名)

渕武彦、居石正和、永松正則 (教員)足立友子、伊藤融、植松健一、江

水翔一郎、野口一、野津一真、米(院生・研究生) 北岡大、鈴木健太郎、豊

澤素

第四回 日

永松正則(法経学科・行政法

当な補償』とはなにか」「憲法二九条が規定する『正

法学および行政法学では、相当補償説をかがある。これについて、これまでの憲に、『正当な補償』とは何を意味するの【報告要旨】損失補償論の議論のひとつ

とる昭和二八年判決(農地改革事件)ととる昭和二八年判決(土地完全補償説をとる昭和四八年判決(土地完全補償説をとる昭和四八年判決が確立しは、最高裁は、昭和二八年判決が確立しは、最高裁は、昭和二八年判決が確立しは、最高裁は、昭和二八年判決が確立しは、最高裁は、昭和二八年判決が確立した判例であるとして、相当補償説の立場に立つことを明らかにしている。このような学説状況を前提に、平成一四年以降の学説の状況をふまえながら、相当補償の学説の状況をふまえながら、相当補償の学説の状況をふまえながら、相当補償の学説の状況をふまえながら、相当補償の学説の状況をふまえながら、相当補償の学説の状況をふまえながら、相当補償的と定金補償説が伝統的に議論されてきた程の距離のあるものではないことを明らかにすることで、憲法二九条の意味すらかにすることで、憲法二九条の意味する「正当な補償」とは何かを再検討した。

出席者(一三名)

(教員)足立友子、植松健一、江渕武彦、

理子、鈴木健太郎、福頼尚志、野院生・研究生) 北岡大、佐藤崇、左野恵遠藤昇三、奥谷健、永松正則

口一、米澤泰

八四

①福賴尚志(人文社会科学研究科院生・

公的医療保険制度における 行権限問題を中心に」 分権改革の批判的検証

の視点から重要な問題が潜んでいること 先行研究が軽視してきた領域に「分権」 行する権限が国と自治体の両方に設定さ 題を考察する手がかりとして、第一次分 な変化をもたらしたのだろうか。この問 年の地方分権改革はこの分野にどのよう それぞれに重要な役割を担っている。近 を指摘した。 念をあらためて整理し類型化した上で、 れているもの)に着目し、並行権限の概 ることとなった並行権限(ある事務を執 権改革において様々な事情から設定され 運用において、国・都道府県・市町村は 【報告要旨】日本の公的医療保険制度の

②米沢泰(人文社会科学研究科院生・民

「民法二一三条囲繞地通行権 と特定承継

限って適用されるのか、それともその当 成二年一一月二〇日民集四四巻八号一〇 るとする最高裁判決が出された(最判平 ることとなった。そういった中で、民法 点を回避しようとする説に見解が分かれ 用されないとする説、両説に存在する難 が特定承継人に適用されるとする説、適 そのため、判例・学説では民法二一三条 から必ずしも明らかであるとはいえない。 この点について、条文の明記がないこと 特定承継人にも適用されるのであろうか。 事者から袋地または囲繞地を譲り受けた の規定は分割または一部譲渡の当事者に あった場合に適用されるのであるが、こ 通行権は、土地の分割または一部譲渡が ||一||三条の規定が特定承継人に適用され 【報告要旨】民法二一三条による囲繞地

八五

100七年度

島根大学法政研究会実施報告

(よって導き出される結論は現実的にみによって導き出される結論は現実的にみを説を分析した上で、分割または一部譲渡により袋地または囲繞地につき特定承渡により袋地または囲繞地につき特定承渡により袋地または囲繞地につき特定承渡によいて、妥当な解決を図ることのが争において、妥当な解決を図ることのできる術を検討した。

出席者(一三名)

遠藤昇三、奥谷健、永松正則(教員)足立友子、植松健一、江渕武彦、

太郎、左野恵理子、野口一、福田(院生・研究生)北岡大、佐藤崇、鈴木健

真紀子、米澤泰

一〇月三〇日

税財政法) 税財政法) 税财政法)

「従前の認定賞与と源泉徴収」

従前の認定賞与においては、事後的に給

あったといえるのかを検討した。また、 利益の供与が給与所得に該当し、支払が 義と支払の捉え方を明らかにし、経済的 われる。この点について、給与所得の意 があったといえるのかが問題になると思 た場合、経済的利益の供与は給与の支払 供与が事後的に臨時的な給与と認定され 額譲渡や債務免除のような経済的利益の て、源泉徴収の対象となる。しかし、低 法人から役員に給与の支払があったとし ような従前の認定賞与に該当した場合に、 た場合を、従前の認定賞与と呼ぶ。この るような臨時的な給与であると認定され のため、課税庁により従来の賞与にあた なり、役員給与として一本化された。そ により役員賞与という文言が条文上無く れてきた。ただし、平成一八年税制改正 があり、これは一般的に認定賞与と呼ば 事後的に課税庁が役員賞与と認定する事 支出又は経済的利益を供与した場合に、 【報告要旨】法人が役員に対して金銭の

のような取扱いについても、源泉徴収制 遡って源泉徴収義務を負うのである。こ がなく天引きの余地がないにも関らず、 て法人に源泉徴収義務を課されている。 与の支払があったと認定された時点に遡っ つまり、法人は給与を支払ったとの認識

出席者 (一〇名) (教員)足立友子、植松健一、奥谷健、向

井貴子、永松正則

した。

度の趣旨から妥当であるのか否かを検討

(院生・研究生)鈴木健太郎、佐藤崇、左 野恵理子、福田真紀子、米澤泰